平成２５年（フ）第２３８号
徳島県板野郡藍住町住吉字藤ノ木82番地14
債務者　廣井　志潤
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３９号
徳島市八万町大坪264番地の１
債務者　奥　　司郎
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４２号
徳島県板野郡藍住町乙瀬字青木29―２　ドリームタウン藍住Ｇ号、住民票上の住所高松市由良町1092番地５
債務者　石田みゆき
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４３号
徳島市中島田町３丁目79番地の４
債務者　**荒**井　幸司
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４５号
徳島県小松島市中郷町字加藤７番地の１　市営加藤団地323号
債務者　小林　節子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４９号
徳島市安宅１丁目７番２―201号　フラット炭谷、旧住所徳島市住吉４丁目３番61―202号
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５８９号
千葉県柏市新逆井１丁目８番23号
債務者　木村麻衣子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６０２号
千葉県松戸市串崎新田318番地　コーポタカ102号
債務者　丸山のり子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５３号
山口県岩国市山手町３丁目60番１―310号
債務者　廣中　弘美
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第５６号
山口県岩国市下559番地、住民票上の住所山口県岩国市黒磯町１丁目８番４号
債務者　藤本由紀子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第５１３号
神戸市垂水区美山台１丁目９番70号　市岡ハイツ105号、従前の住所神戸市西区神出町田井223番地の１
債務者　小野　眞澄
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９６号
神戸市東灘区住吉南町５丁目10番18号　プライム東御影201号
債務者　荒木　鉄兵
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５０号
神戸市長田区久保町４丁目８番10号　ワインベール新長田903号
債務者　原田　寿子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７７７号
神戸市兵庫区湊川町８丁目６番４―403号
債務者　西山　裕子
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７７８号
神戸市兵庫区湊川町８丁目６番４―403号
債務者　三橋　麻弓（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８１９号
愛知県瀬戸市八幡台２丁目９番201号
債務者　安田　君代
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８２０号
愛知県瀬戸市八幡台２丁目９番201号
債務者　安田　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９４８号
名古屋市中村区則武本通２丁目79番地の１　新生ビル202号
債務者　中野　孝二
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部